

【別紙】 具体的な取組の推進

○脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための具体的な施策の取組方針を以下に示します。

(基本目標)

1. 直接死を最大限防ぐ

(起きてはならない最悪の事態)

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的大規模倒壊や住宅密集地における大規模火災による多数の死傷者の発生

(具体的な施策の取組方針)

①町有建築物の耐震化【施設担当課】

取組	・地震発生時に、重要な役割を果たす町有建築物の被害を軽減し、住民・利用者の安全と業務の継続性を確保するため、「忠岡町耐震改修促進計画」等に基づき、構造、耐震診断状況等を総合的に評価し、財政状況を踏まえ、効率的な耐震化を推進する。	
	現 状	目 標
	<p>【平成 27 年 10 月現在推計】</p> <p>○耐震診断未実施 41 棟（町営住宅含む）</p> <p>○耐震診断実施済みで耐震性不足で未改修 4 棟</p> <p>【令和 2 年 9 月現在】</p> <p>○耐震診断未実施 2 棟（青少年センター、老人いこいの家）</p> <p>○耐震診断実施済みで耐震性不足で未改修 26 棟（東忠岡幼稚園、東忠岡保育所、町営住宅 24 戸）</p>	<p>○耐震診断の実施については、災害時に果たすべき役割などを考慮して優先順位の考え方を整理し、計画的に推進する。</p> <p>○耐震診断を実施した建築物のうち、改修が必要と判定された建築物については、診断結果、改修費用に対する諸条件を勘案して耐震改修の実施に努める。</p>
関連計画	<p>忠岡町地域防災計画</p> <p>大阪府耐震改修促進計画</p> <p>忠岡町耐震改修促進計画</p> <p>忠岡町公共施設等総合管理計画</p> <p>忠岡町の都市計画に関する基本的な方針</p>	

②民間住宅・建築物の耐震化の促進及びブロック塀等の撤去の促進【建設課・自治政策課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「忠岡町耐震改修促進計画」「忠岡町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」等に基づき、着実な耐震化の促進のため、耐震化の必要性や支援制度などを住民、建物所有者の方に理解していただく取組として、引き続き広報や戸別訪問を行い、住民、建物所有者への直接的な普及啓発活動を実施するとともに、住宅、建築物の所有者が行う耐震化の取組を出来る限り支援する。 ・道路に面する倒壊のおそれのある危険なブロック塀等の撤去の促進に努める。 	
	現 状	目 標
	<p>【平成 27 年 10 月現在推計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町内住宅総数約 6,700 戸のうち、耐震性を満たす住宅が約 5,300 戸（79%） ○耐震性が不十分な住宅約 1,400 戸（18%） ○耐震化率を「大阪府耐震改修計画」に基づき、現況 79%に対し、令和 7 年度に 95%とすることを目標としている。 <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昭和 56 年以前に建築された住宅の「耐震診断」「耐震設計・耐震改修」に対し、一定の補助を行っている。 ○町内に多数存在する、地震発生時に道路に面した倒壊のおそれのある危険なブロック塀等の撤去に対し、一定の補助を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本町に存在する耐震性が不十分な木造住宅の耐震化を推進するため、耐震診断補助件数を年間 10 件、また、耐震設計・耐震改修補助件数を、年間 5 件を目標とする。 ○本町に存在する危険なブロック塀等の撤去に対する補助を、年間 20 件を目標とする。
関連計画	<p>忠岡町地域防災計画 大阪府耐震改修計画 忠岡町耐震改修促進計画 忠岡町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 忠岡町の都市計画に関する基本的な方針</p>	

③家具等の転落・転倒防止策の周知啓発【自治政策課・高齢介護課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の家庭内での安全対策として、家具等の転倒防止対策の普及啓発を引き続き行う。 	
	現 状	目 標

<p>○地震発生時における家具等の転倒による被害の軽減を図るため、広報等において、転倒防止対策の普及啓発を行っている。</p> <p>○65歳以上の一人暮らし高齢者世帯、要介護3以上の高齢者のいる世帯や重度の障がいがある方の世帯に対し、転倒防止器具の取付け支援を行っている。</p>	<p>○今後も広報等において、転倒防止対策の普及啓発を行うとともに、取付け支援事業も継続して実施する。</p>
<p>関連計画</p>	<p>忠岡町地域防災計画 忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画</p>

④空き家対策の促進【建設課・消防本部・生活環境課】

<p>取組</p>	<p>・「忠岡町空家等対策計画」に基づき、災害時の被害を軽減するため、空き家の所有者に適正な管理が行えるよう啓発を行うとともに、空家等の利活用について、民間団体・事業者等をはじめ、地域の専門家と連携した相談体制を構築する。</p>
<p>現 状</p>	<p>目 標</p>
<p>○空家の現状等を把握するため、平成28年度に新浜地区を除く町内全域において空家実態調査を実施した結果、空家総数122棟、うち過半数が戸建住宅、約3割が長屋住宅・共同住宅の賃貸住宅であった。</p> <p>○上記空家のうち、倒壊、火災の危険性等、地域住民の生活環境、また、防災上悪影響を与えるおそれがある管理不全な空家の持ち主等に対して、文書で勧告等を実施している。</p>	<p>○所有者等に対し、空家等の適正な管理や利活用に関する有益な情報を提供し、今後も引き続き意識啓発を行う。</p> <p>○空家等に係る問題は、多岐にわたるため、所有者等からの空家等の利活用や維持管理、除去等の相談に対応するため、民間団体・事業者等をはじめ、地域の専門家と連携した相談体制を構築する。</p> <p>○倒壊、火災の危険性等、地域住民の生活環境に悪影響を与えるおそれがある管理不全な空家に対して、今後も引き続き、対策の検討を行う。</p>
<p>関連計画</p>	<p>忠岡町空家等対策計画</p>

⑤常備消防力（消火・救急・救助）等の向上【消防本部】

<p>取組</p>	<p>・消防吏員、救急救命士の計画的な養成等により消火、救急、救助体制の充実を図るとともに、地震等の大規模災害による被害を軽減するため、府内消防本部や関係機関との連携強化を図り、消防力の向上に取り組む。</p>
<p>現 状</p>	<p>目 標</p>

○消防吏員、救急救命士の計画的な養成等により、消火、救急、救助体制の充実に努めている。	○今後も引き続き消防吏員、救急救命士の計画的な養成等により常備消防力の充実を図る。
○常備消防力の更なる充実を図るため、本町と岸和田市との消防指令業務の共同運用を開始に向けて取組んでいる。	○岸和田市との消防指令業務の共同運用を令和3年4月1日に開始する。
関連計画	忠岡町地域防災計画

⑥消防団資器材の充実及び活動強化【消防本部】

取組	・消防団の資器材の充実や、団員の研修・訓練を引き続き実施し、地域防災リーダーとしての団員の資質向上を図る。	
	現 状	目 標
	○団員の様々な訓練のほか、火災予防や住民に対する防火指導などを行っている。	○阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめとする常備消防力をはるかに超える大規模な自然災害がおり、また、南海トラフ大地震の発生も予測される中、地域防災のリーダーとなるための団員の研修・訓練を引き続き実施する。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

⑦地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援【自治政策課・消防本部】

取組	・各地区自主防災組織における、定期的な防災訓練の勧奨を引き続き実施するとともに、防災・減災に関する活動リーダーの育成や防火講習会等を実施し、地域防災力の強化を図る。	
	現 状	目 標
	○自主防災組織の災害時における行動力の向上を図るため、町防災訓練への参加をはじめ、防火講習会では初期消火訓練等の実施について指導を行っている。	○地域における自主的な「共助」による防災活動を支援するため、今後も引き続き、実践的な防災訓練・防火講習会・避難所運営訓練等の支援に努める。
関連計画	忠岡町地域防災計画 忠岡町避難所運営マニュアル	

⑧避難行動要支援者の支援体制整備【自治政策課・高齢介護課・地域福祉課】

取組	・「忠岡町災害時避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備の支援を図る。	
	現 状	目 標
	<p>【令和2年1月現在】</p> <p>○避難行動要支援者（登録者）607人</p> <p>○避難行動要支援者名簿作成済</p> <p>○避難行動要支援者支援プラン個別計画作成者 40%（242人）</p>	○要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制整備のため、地域での協力体制により、個別計画作成率の向上を目指す。
関連計画	<p>忠岡町地域防災計画</p> <p>忠岡町災害時避難行動要支援者支援プラン</p> <p>忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画</p> <p>忠岡町障がい者計画</p>	

⑨被災民間住宅・宅地の危険度判定体制の整備【建設課・税務課・自治政策課】

取組	・地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次災害を防止するため、大阪府と連携し、判定体制の充実を図る。	
	現 状	目 標
	○町において、被害状況を大阪府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて大阪府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請することとしている。	○今後も大阪府との連携に加え、町職員による被災建築物応急危険度判定士登録者及び被災宅地危険度判定士登録者の確保に努める。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

⑩建築物の不燃化の促進【建設課】

取組	・地震発生時に、大火の危険性がある市街地では、建築物に最低限の防火性能を確保するため、準防火地域の指定による規制誘導等に努める。	
	現 状	目 標
	○本町においては、木造住宅が密集し、道路も狭く地震や火災による被害拡大が懸念される地区も多く残っていることから、準防火地域に指定する区域を府道大阪臨海線より東側の町域全体に拡大し	○今後も都市の不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを目指す。

た。(令和2年1月1日施行)	
関連計画	忠岡町地域防災計画 忠岡町の都市計画に関する基本的な方針

⑪東忠岡幼稚園、東忠岡保育所の耐震化【教育みらい課】

取組	・東忠岡幼稚園、東忠岡保育所ともに建築後40年以上が経過し、耐震不足であるため、子どもたちが安全で安心して利用できるよう耐震化を進める。	
	現 状	目 標
	<p>○東忠岡幼稚園、東忠岡保育所ともに建築後40年が経過しており、耐震性不足で未改修である。</p> <p>○幼稚園の園児数は年々減少しているが、保育所の園児数は横ばいとなっている。また、保育士不足のため、待機児童が発生している。</p>	<p>○今後の児童数の推移や核家族化の進行、共働き家庭の増加等、多様化する教育・保育ニーズに柔軟に対応しつつ、将来にわたっても待機児童が発生することのないよう、機能面や入所予定を考慮し、幼稚園と保育所を一体化した、子どもたちが安全で安心して利用できる災害に強い施設としての「東忠岡地区認定こども園」を整備する。</p> <p>○また、子育てに関する悩みを抱える家庭が増えていることから、様々な形で地域と連携した取組を進めていく必要があることから、認定こども園に「子育て支援センター」を併設し、子育て支援の拠点となる施設として整備する。</p>
関連計画	忠岡町地域防災計画 忠岡町の都市計画に関する基本的な方針	

⑫町営住宅の耐震化及び適正管理【建設課】

取組	・地震発生時に、建物の被害を軽減し、入居者の生命を守り、安全を確保するため、耐震化及び適正管理に取り組む。	
	現 状	目 標
	<p>○町営住宅現況（令和2年9月現在）</p> <p>・入居24戸、空家17戸</p> <p>○現地調査及び耐震診断を実施（平成27年～平成30年）</p> <p>・24戸すべてにおいて、耐震性不足</p>	<p>○入居者24戸について、耐震改修の実施に努める。</p> <p>○空家については、倒壊、火災の危険等、地域住民の生活に悪影響を及ぼさないよう、年次計画で解体撤去を実施する。</p>

		令和元年度：2戸解体済
関連計画	忠岡町地域防災計画	

⑬町内集会所の耐震化及び長寿命化【自治政策課】

取組	・地震発生時に、建物の被害を軽減し、利用者の生命を守り、安全を確保するため、耐震化及び長寿命化に取り組む。	
現 状		目 標
○町内集会所現況 ・町内集会所9カ所すべてにおいて、昭和56年以降に建築されているため、耐震性を満たしている。		○今後も、各集会所の長寿命化について、指定管理者である各地区自治振興協議会に対し、国・府・町の補助金を充当する。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

⑭防災空間の整備【建設課・健康こども課・生涯学習課】

取組	・災害時における避難場所や救援活動の拠点となる公園に、防災公園としての機能を持たすため、災害用の備蓄倉庫やマンホールトイレ等の設置に努める。	
現 状		目 標
—		○災害時における避難場所や救援活動の拠点となる公園に、災害用の備蓄倉庫やマンホールトイレ等を設置するなど、防災機能の充実に努める。
関連計画	忠岡町地域防災計画 忠岡町の都市計画に関する基本的な方針	

(起きてはならない最悪の事態)

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(具体的な施策の取組方針)

①防潮堤の津波浸水対策【自治政策課・建設課】

取組	・地震発生に伴う防潮堤の液状化対策について、大阪府と連携を図り取り組む。	
現 状		目 標
—		○府においては、液状化の防潮堤対策に関するハード対策を行っており、本町にお

	いては、ハザードマップの周知や防災意識の啓発といったソフト対策の推進に努める。
関連計画	—

②水門等の点検、整備の推進【消防本部・自治政策課・建設課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤門扉（水門、陸閘等）の点検、整備については、毎月行っている。 ・南海トラフ巨大地震による津波の到達が予想される中、現場操作員の安全を確保するため、大阪府と連携し、操作、避難ルールの検証を行う。 	
	現 状	目 標
	<ul style="list-style-type: none"> ○本町の臨海部には大阪府が管理し、本町が非常時に操作する門扉が4カ所ある。 ○台風、高潮、津波等による浸水予防時にこれら施設が円滑に操作できるよう、点検、整備に努めている。 ○また、大阪府、本町、本町消防本部合同の操作訓練も年1回実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も引き続き点検、整備、操作訓練を実施するとともに、現場操作員の安全を確保するため、大阪府と連携し、操作、避難ルールの検証を行う。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

③的確な避難勧告等の判断・伝達【自治政策課・人権広報課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（大雨災害編）」により、避難勧告等に関する情報を的確に住民等へと伝わるよう努める。 	
	現 状	目 標
	<ul style="list-style-type: none"> ○忠岡町内で大雨に起因して発生する浸水災害や河川の氾濫災害が発生するおそれが見込まれた時の具体的な避難勧告等の発令基準を定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（大雨災害編）」を策定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等に関する情報が的確に住民等へと伝わるよう、今後も引き続き、最新の知見に基づき、改訂を行う。 ○また、避難勧告等に関する情報が的確に迅速に住民等へと伝わるよう、防災情報サービスの充実に努める。
関連計画	忠岡町地域防災計画 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（大雨災害編）	

④防災ガイドマップの改訂・活用【自治政策課】

取組	・ 防災ガイドマップを災害に関する最新知見などを踏まえ適宜見直しを行う。	
	現 状	目 標
	○住民の防災意識の向上と、地震、津波、風水害等発生時の的確な避難行動につながるよう「忠岡町防災ガイドマップ」を作成し、全戸配布を行った。 (平成 26 年 3 月)	○災害に関する最新知見に基づき、適宜見直しを行う。 ○外国人のための多言語防災マップの作成を検討する。
関連計画	忠岡町地域防災計画 忠岡町防災ガイドマップ	

⑤地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援【自治政策課・消防本部】（内容は 1-1 ⑦に記載）

（起きてはならない最悪の事態）

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

（具体的な施策の取組方針）

①下水道（雨水）施設の長寿命化及び雨水管整備の推進【下水道課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> 安定した雨水排除機能を確保するため、雨水ポンプ場の長寿命化対策を引き続き実施するとともに、津波や近年勃発するゲリラ豪雨や台風での浸水被害による機能不全を防ぐため、耐水化対策、耐津波等の浸水対策を実施する。 未整備地域の雨水管整備を引き続き実施する。 	
	現 状	目 標
	<ul style="list-style-type: none"> ○「雨水ポンプ場長寿命化計画」に基づきポンプ場の長寿命化工事を実施している ○津波や近年勃発するゲリラ豪雨や台風での浸水被害による雨水ポンプ場の機能不全を防ぐため、耐水化対策を含む「耐津波等診断業務」を実施している。 ○年次計画に基づき、雨水管整備を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「忠岡町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、長寿命化対策を実施する。 ○「耐津波等診断業務」結果に基づき、耐水化対策工事を実施する。 ○今後も引き続き、年次計画に基づき、雨水管整備を実施する。
関連計画	忠岡町地域防災計画 忠岡町公共下水道事業計画	

	忠岡町雨水ポンプ場長寿命化計画 忠岡町下水道ストックマネジメント計画 忠岡町の都市計画に関する基本的な方針
--	---

②河川の氾濫による水害予防対策の促進【建設課・自治政策課・下水道課】

取組	・町域を流れる大津川、牛滝川、槇尾川の堤防の決壊や溢水による浸水被害の防止に努める。 ・大津川、牛滝川の増水による逆流防止対策を実施する。	
	現 状	目 標
	○河川の堤防等の損傷による決壊を防止するため、毎年、出水期前の1月に、大阪府と本町合同による、河川巡視パトロールを実施している。 ○大津川、牛滝川、槇尾川の3河川の堆積土砂等の浚渫について、大阪府に要望を続けてきた結果、平成28年度から令和元年度にかけて大阪府が実施した。 ○大津川、牛滝川に設置されている樋門の点検を実施している。	○河川巡視を引き続き実施するとともに、3河川の浚渫が完了してから数年が経過し、毎年の大雨等で再び土砂が堆積している箇所もあることから、今後も引き続き大阪府と連携を図り、対策に努める。 ○大津川、牛滝川の増水による逆流を防止するため、樋門の開閉基準と被害規模を検討する。
関連計画	忠岡町地域防災計画 忠岡町の都市計画に関する基本的な方針	

③ため池の防災・減災対策の推進【産業振興課】

取組	・ため池の決壊等による浸水被害を防止するため、本町のため池である「前々池」の防災、減災対策を進める。	
	現 状	目 標
	○ため池の決壊等による浸水被害を防止するため、大阪府と連携したため池の改修・補強を進めることとしている。	○ため池の決壊等による浸水被害を防止するため、本町のため池である「前々池」の改修・補強による老朽化対策を進めるとともに、ハザードマップの作成に努める。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

(基本目標)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・

避難生活環境を確実に確保する

(起きてはならない最悪の事態)

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給・エネルギー供給の長期停止

(具体的な施策の取組方針)

①広域緊急交通路等の通行機能の確保【建設課】

取組	・ 防災活動を支えるため、国、府とともに大阪府が選定している広域緊急交通路の整備を推進するとともに、町が選定する地域緊急交通路の災害時の通行機能の確保を図るための整備を行う。	
	現 状	目 標
	○広域緊急交通路（大阪府選定） ・ 国道 26 号、大阪臨海線 ○地域緊急交通路（町選定） ・ 広域緊急交通路と災害用臨時ヘリポート、忠岡町災害医療センター、災害医療協力病院、避難所などを連絡する道路。	○災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、平常時からその安全性を十分に監視・点検を行うとともに、緊急輸送ネットワークを確保するため、国・府とともに緊急交通路の効率的な整備に努める。
関連計画	忠岡町地域防災計画 忠岡町の都市計画に関する基本的な方針	

②迅速な道路啓開の実施【建設課】

取組	・ 災害発生時の人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、各道路管理者や民間事業者との協力体制の確立を図る。	
	現 状	目 標
	○忠岡町建設業協会と災害時における重機等の貸出し及び人員の派遣について定めた「災害時における応援に関する協定」を締結している。（令和元年 6 月）	○災害発生時の道路上の倒壊障害物の除去や移動等を迅速に行い、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、各道路管理者や民間事業者の協力を得て実施できる体制を確立する。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

③医薬品、医療用資器材及び医療救護人材の確保体制の整備【健康こども課】

取組	・災害発生時に必要となる医薬品等及び医療救護人材の早期確保につながるよう、各医師会との連携強化を図るとともに協定の締結に努める。	
	現 状	目 標
	○高石忠岡地区歯科医師会及び泉大津薬剤師会と災害時における医療救護活動の協力要請や医薬品等の供給に関する「災害時における医療救護活動に関する協定」を締結している。(令和元年12月)	○今後は早急に、泉大津市医師会との協定の締結に努める。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

④食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の充実【自治政策課】

取組	・住民に災害発生後3日分の非常用食料の備蓄を啓発するとともに、被災者支援に資するよう大阪府が策定した「大規模災害時における救援物資に関する今後の整備方針」に基づき、必要備蓄量の目標設定と備蓄品の充実に努める。	
	現 状	目 標
	<p>○食料等の備蓄量(令和2年6月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご飯類 9,620食(充足率96.2%) ・水 2,088本 ・毛布 1,350枚 ・その他 おむつ、実用品等 <p>○燃料等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人大阪府LPガス協会岸和田支部と、災害時におけるLPガス等の供給に関する協力要請について定めた「災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定」を締結している。(平成27年12月) <p>○集配体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤帽大阪府軽自動車運送協同組合と、災害時における緊急輸送体制を確保するため、「災害時における物資の自動車輸送に関する協定」を締結している。(平成26年8月) 	<p>○今後も引き続き、住民に対する食料等の備蓄を啓発するとともに、大阪府が示す備蓄目標量の段階的な確保に努める。</p> <p>○ガソリンや灯油等の燃料の確保に向け、関係団体との協定の締結を検討する。</p> <p>○避難所における新型コロナウイルス感染症防止対策に係る物資の調達に努める。</p>

関連計画	忠岡町地域防災計画
------	-----------

⑤物資支援に係る協定の充実【自治政策課】

取組	・物資支援に係る協定の拡充を図る。	
	現 状	目 標
	○大阪いずみ市民生活協同組合、株式会社ライフコーポレーション、いずみの農業協同組合と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立するため、「災害時における食料等物資の供給協力に関する協定」を締結している。(平成24年5月、平成27年1月、平成29年12月)	○今後も、各種団体との協定締結の拡充に努める。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

⑥水道の早期復旧及び飲料水の確保【自治政策課】

取組	・大阪広域水道企業団と連携を図り、水道の早期復旧及び飲料水の確保に努める。	
	現 状	目 標
	○水道の早期復旧 ・地震発生後に損傷した管路等の早期復旧をはかるため、災害時には大阪広域水道企業団との連携強化を図ることとしている。 ○飲料水の確保 ・災害発生時には、大阪広域水道企業団と連携をはかり、飲料水の確保に努めることとしている。	○今後も災害発生時には、水道の早期復旧、また、飲料水の確保等について、大阪広域水道企業団との連携を図る。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

⑦生活用水の確保【自治政策課】

取組	・災害発生時に生活用水の確保を図るため、大阪府和泉保健所と連携し、家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録をしてもらうよ
----	--

	う、啓発を進める。	
	現 状	目 標
	—	○災害発生時に生活用水の確保を図るため、和泉保健所と連携し、家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録をしてもらうよう、町広報、ホームページ等で啓発を進める。
関連計画	—	

(起きてはならない最悪の事態)

2-2 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

(具体的な施策の取組方針)

①大規模災害時における自衛隊等の連携強化による受援力の向上【自治政策課・消防本部】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊、消防、警察等の支援部隊が支援活動を円滑に行えるよう、支援活動拠点となる候補地を選定する。 ・自衛隊、警察、消防等との合同訓練が実施できるよう努める。 ・自衛隊、警察等の支援活動に要するヘリコプターの誤着陸を防止するための対策を講じる必要がある。 	
	現 状	目 標
	<p>○町防災訓練において、自衛隊、泉大津警察に参加いただき、自衛隊においては炊き出し訓練を、警察においては避難訓練を実施いただいている。</p> <p>○着陸場所である町民グラウンド内の青少年センター屋上にヘリサインを整備している。</p>	<p>○今後においては、自衛隊、警察等の派遣部隊の集結及び活動場所の候補地の選定に努める。</p> <p>○今後は、もう二つの着陸場所である町民第2運動場及び大津川河川公園で、災害発生時に誤着陸が起きないように対策を検討する。</p>
関連計画	忠岡町地域防災計画	

②常備消防力（消火・救急・救助）等の向上【消防本部】（内容は1-1⑤に記載）

③消防団資器材の充実及び活動強化【消防本部】（内容は1-1⑥に記載）

④地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援【自治政策課・消防本部】（内容は1-1⑦に記載）

（起きてはならない最悪の事態）

2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機関の麻痺

（具体的な施策の取組方針）

①医薬品、医療用資器材及び医療救護人材の確保体制の整備【健康こども課】（内容は2-1③に記載）

②広域緊急交通路等の通行機能の確保【建設課】（内容は2-1①に記載）

③迅速な道路啓開の実施【建設課】（内容は2-1②に記載）

（起きてはならない最悪の事態）

2-4 被災地における疫病・感染症の大規模発生

（具体的な施策の取組方針）

①被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施【健康こども課・自治政策課】

取組	・大阪府和泉保健所等との連携を図り、被災地域の防疫活動ができるような体制づくり及び関連資器材の充実に努める。	
	現 状	目 標
	○現在、国の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「災害防疫実施要項」に基づき、保健所と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施することとなっている。	○災害発生後に、被災地における感染症の拡大を抑えるため、感染症の発生状況及び動向調査の実施や必要と認めたときは健康診断の勧告を行う等、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行うことができるよう、和泉保健所と連携を図り、具体的な防疫活動体制及び関連資器材の充実に努める。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

②避難所における疾病予防及び感染症予防【健康こども課・自治政策課】

取組	・避難所における疫病・感染症の発生・まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した内容の「避難所運営マニュアル」を策定する。
----	---

現 状		目 標
○本町自主防災組織等、地域の方が円滑な避難所運営を行うために必要となる実践的なマニュアル作りを支援するため、避難所運営の基本的な事項について方向性をまとめた「忠岡町避難所運営マニュアル」を策定している。		○今後は、避難所における疫病・感染症の発生・まん延を防止するため、大阪府避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対応編）に基づき、衛生・防疫体制の確立・強化を示した内容の「避難所運営マニュアル」の策定について検討を進める。
関連計画	忠岡町地域防災計画 忠岡町避難所運営マニュアル	

③下水道（污水）施設の整備及び老朽化対策の推進【下水道課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・未普及地域の下水道管整備を引き続き実施する。 ・災害発生時においても、公衆衛生の保全及びトイレの使用環境の確保ができるよう、ストックマネジメント計画に基づき、既設下水道管の老朽化対策を図る。 	
現 状		目 標
○公共下水道（污水）の未普及地域への整備を進めている。（令和元年度末普及率 97.2%） ○令和元年度に「忠岡町下水道ストックマネジメント計画」を策定。		○今後も引き続き未普及地域への整備を進める。（令和 17 年度普及率 100%目標） ○「忠岡町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、既設下水道管（污水）の計画的な更新及び長寿命化対策を進める。
関連計画	忠岡町地域防災計画 忠岡町公共下水道事業計画 忠岡町下水道ストックマネジメント計画 忠岡町の都市計画に関する基本的な方針	

④生活ごみの適正処理【生活環境課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、被災地域の衛生状態を維持するため、忠岡町クリーンセンターが被害を受けた場合でも、広域的な応援要請等を行い、生活ごみの処理が適正に行われるよう他市町及び関係機関との連携体制の充実を図る。 	
現 状		目 標
○泉州 9 市 3 町及び 4 つの一部事務組合と衛生状態を維持するため、「一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定」を締結している。（25 年 3 月）		○災害発生時に、被災地域の衛生状態を維持するため、生活ごみの処理が適正に行われるよう、近隣自治体との協定締結の拡充に努める。

関連計画	忠岡町地域防災計画
------	-----------

⑤ご遺体の適切処置【住民課】

取組	・他市町等との連携により、広域火葬体制を確保するとともに、亡くなられた方の尊厳を確保した遺体の処理、火葬等が行われるよう、葬祭関係団体との連携を図る。	
	現 状	目 標
	<p>○本町において遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合、大阪府が作成する「広域火葬計画」に基づき、大阪府に対して必要な措置を要請することとしている。</p> <p>○必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資器材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努めることとしている。</p>	<p>○他市町との連携による、広域火葬体制の確保に努める。</p> <p>○遺体の処理や遺体の安置等に必要な資器材の確保、運搬体制の整備等について、民間の葬儀関係団体との協定の締結に努める。</p>
関連計画	忠岡町地域防災計画	

(起きてはならない最悪の事態)

2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(具体的な施策の取組方針)

①避難所の確保と運営体制の充実【自治政策課・健康こども課】

取組	・災害発生時における避難所の指定を行い、住民に対する周知に努めるとともに「避難所運営マニュアル」に基づき、避難者の生活を支援するため、良好な生活環境を確保した避難所運営体制の整備を図る。	
	現 状	目 標
	<p>○指定避難所 (9 箇所)</p> <p>○一時避難場所 (19 箇所)</p> <p>○津波避難ビルとして町内施設 4 箇所と協定を締結している。</p> <p>○「忠岡町避難所運営マニュアル」に基づき、町防災訓練等において、自主防災組織に対して避難所設営訓練を行って</p>	<p>○地域住民・避難者自らが主体的・効果的に避難所の開設・運営ができるよう、今後も引き続き自主防災組織及び町職員に対する訓練等を実施する。</p>

	る。
関連計画	忠岡町地域防災計画 忠岡町避難所運営マニュアル 忠岡町職員災害初動マニュアル 忠岡町の都市計画に関する基本的な方針

②福祉避難所の確保【自治政策課・高齢介護課・地域福祉課】

取組	・災害発生後に居宅、一般の避難所等では自立的な生活や適切な対応が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため福祉避難所を確保するとともに、事業者との連携強化により受け入れ体制の整備の支援を図る。	
	現 状	目 標
	○災害発生後に居宅、一般の避難所等では適切な対応が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所として、町内福祉事業者（15箇所）と協定を締結している。	○今後は、事業者との連携強化による具体的な受け入れ体制等を定めた「福祉避難所運営マニュアル」の策定に努める。
関連計画	忠岡町地域防災計画 忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画 忠岡町障がい者計画	

③被災者の巡回健康相談等体制の充実【健康こども課】

取組	・府や関係機関との連携を図り、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等において、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する。	
	現 状	目 標
	○地域の歯科医師会・薬剤師会とは、町と「災害時における医療救護活動に関する協定」を締結している。（令和元年12月） ○保健医療関係者との連携 ○保健師を対象とした健康危機管理研修等へ参加している。	○巡回健康相談等実施体制を検討・確保する。 ○和泉保健所等と連携して、ケアを行う人材の養成や相談体制の充実に努める。 ○引き続き、災害時における健康相談等に関する研修会へ参加する。
関連計画	忠岡町地域防災計画 忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画	

④災害時における福祉専門職員等（災害派遣福祉チーム等）の受け入れ体制の充実【高齢介護課・地域福祉課】

取組	・災害発生後に、被災した住民の福祉ニーズに対応できるよう、「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」との連携によって、受け入れ調整等を行うための体制整備を図る。	
	現 状	目 標
	○受援体制の検討を行っている。	○DWA T（災害派遣福祉チーム）による福祉専門職等受け入れ体制の確保を図る。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

⑤災害ボランティアの充実【地域福祉課】

取組	・忠岡町社会福祉協議会と連携し、被災者支援等に活躍いただけるボランティアの事前登録の充実の支援を図る。	
	現 状	目 標
	○忠岡町社会福祉協議会と「災害時のボランティアセンターの設置及び運営」について連携、協力すること等について定めた協定を締結している。(平成 25 年 4 月) ○本町防災訓練時に、忠岡町社会福祉協議会がボランティアの登録を行っている。	○今後においても、忠岡町社会福祉協議会と連携し、被災者支援等に活躍いただけるボランティアの事前登録の充実の支援を図る。 ○また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、ボランティアの活動内容・活動場所の充実が図れるよう支援を図る。
関連計画	忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画	

⑥小中学校トイレの安全衛生対策の推進【教育みらい課】

取組	・避難所になる小中学校のトイレについて、災害時等に住民や利用者が安全で衛生的に使用できるよう、トイレの洋式化や多目的トイレの設置を計画的に推進する。	
	現 状	目 標
	○小中学校のトイレの洋式化については、順次進めている。 ○多目的トイレについては、町立小中学校 3 校中 2 校に設置している。	○洋式化が進んでいない小中学校のトイレについては、順次、洋式化を進めていく。 ○多目的トイレの設置については、スペースの問題や、躯体に影響を及ぼす可能性があるため、校舎の大規模改修時に設置

	の可否について検討する。
関連計画	忠岡町地域防災計画

⑦小中学校体育館の避難所としての機能整備の推進【学校教育課・教育みらい課】

取組	・避難所になる小中学校体育館について、災害時の避難所としての環境改善を図るため、空調設備の設置を検討する。	
	現 状	目 標
	○避難所となる小中学校の体育館には空調設備がない。	○小中学校の体育館については、長寿命化も含め空調設備の設置について検討する。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

⑧愛玩動物の収容対策【生活環境課・自治政策課】

取組	・避難所におけるペットの取扱いについて検討する。	
	現 状	目 標
	—	○今後、避難所の在り方や運営マニュアルの見直しを図る中で、ペットの同行避難の在り方についても検討する。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

⑨応急仮設住宅の早期供給体制の整備【自治政策課・建設課】

取組	・被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について、大阪府と連携して建設候補地の確保を図るとともに「みなし仮設」となる民間住宅等の借上げについて検討する。	
	現 状	目 標
	—	○大阪府と連携し、応急仮設住宅の建設候補地の確保を図るとともに「みなし仮設」となる民間住宅等の借上げについて検討する。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

(起きてはならない最悪の事態)

2-6 想定を超える大量の帰宅困難者の発生

(具体的な施策の取組方針)

①帰宅困難者対策の推進【自治政策課・産業振興課】

取組	・町内で就業する事業者、雇用者の安全確保のため、一斉帰宅の抑制により事業所にとどまった利用者や従業員等を安全に帰宅させるための帰宅支援に関する対策を検討する。	
	現 状	目 標
	—	○事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン（大阪府・平成 26 年度）の周知を図るとともに、一斉帰宅の抑制ガイドラインを踏まえた、事業所における実行計画策定主要事業所等における帰宅困難者対策マニュアル等の作成の啓発を行う。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

(基本目標)

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

(起きてはならない最悪の事態)

3-1 被災による役場機能の大幅な低下

(具体的な施策の取組方針)

①町役場等の防災中枢施設整備の推進【総務課・施設担当課】

取組	・ 町役場を含む指定避難所等の公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。	
	現 状	目 標
	○現在、災害対策本部について、役場庁舎5階の特別会議室を活用することとしている。 ○また、代替施設については、消防署または忠岡町文化会館を選定することとしている。 ○大阪府電気工事工業組合岸和田支部及び大阪府電気工事工業組合と災害時における町が設置する施設の電気設備に関する応急対策業務の実施について協力要請ができるよう、「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している。(平成26年8月、平成28年12月)	○これらの防災中枢施設の電力のバックアップ対策、自家発電設備等の充実に努めるとともに、十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等にも努める。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

②災害時の職員初動体制の向上【自治政策課】

取組	・ 「忠岡町職員災害初動マニュアル」をもとに職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。	
	現 状	目 標
	○災害時において、災害対策本部の構成員である職員一人ひとりに、応急的にとるべき行動や防災活動の基本的な知識を身につけるため、「忠岡町職員災害初動マニュアル」を作成している。	○災害時に各職員が迅速かつ的確な初動対応が行えるよう、「忠岡町職員災害初動マニュアル」に基づき、研修・訓練を定期的に実施する。

関連計画	忠岡町地域防災計画
------	-----------

③防災情報の収集・伝達【自治政策課・人権広報課】

取組	・防災行政無線、災害時優先電話、災害対策本部電話回線等を確保しているが、 今後は、各通信機器使用法の周知とともに、通信手段の充実を図る。	
	現 状	目 標
	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線（固定系）整備 ○全国瞬時警報システム（Jアラート）整備 ○防災無線（移動系）6台整備 ○災害時優先電話（4回線）整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○各通信機器の使用法の周知を図るとともに、機器の適正管理に努める。 ○通信手段の充実に努める。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

④メディアとの連携強化等による伝達手段の多重化・多様化【自治政策課・人権広報課】

取組	・災害発生時に、防災情報を迅速かつ確に収集し、住民に正確に伝えられるようメディアとの連携体制の充実強化を図るとともに、Lアラート、防災情報サービス、SNS等を活用する。	
	現 状	目 標
	<ul style="list-style-type: none"> ○株式会社テレビ岸和田と災害に関する情報を住民に迅速かつ正確に伝えることを目的とした「災害時における災害情報等の放送に関する協定」を締結している。（平成28年4月） ○株式会社FM泉大津と災害に関する情報を住民に円滑に提供することを目的とした「災害時における放送要請等に関する協定」を締結している。（令和2年4月） ○災害に関する情報提供も含めた「忠岡町LINE公式アカウント登録」を開始。（令和2年7月） ○気象・地震や災害発生時の被害・避難情報と幅広い防災情報を提供するポータルサイトである大阪府防災情報システム（おおさか防災ネット）を活用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ソーシャルネットワークサービス（SNS）媒体を利用した伝達手段の多様化を検討する。 ○災害情報共有システム（Lアラート）の導入を検討する。

関連計画	忠岡町地域防災計画
------	-----------

⑤業務継続計画及び復興計画の策定【全課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「忠岡町業務継続計画」について、災害に関する最新知見などを踏まえ適宜見直しを行い、災害応急対策業務及び通常業務の継続体制の充実を図る。 ・大阪府が作成する被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するための復興計画策定マニュアルなどを踏まえ、今後、復興計画策定に向けた検討を進める。 	
	現 状	目 標
	<p>○大規模災害の発生により行政機能が著しく低下する中であっても、迅速かつ適切に災害応急対策を開始し、早期の復旧を目指すための「忠岡町業務継続計画」を策定している。</p>	<p>○「忠岡町業務継続計画」について、災害に関する最新知見などを踏まえ適宜見直しを行い、災害応急対策業務及び通常業務の継続体制の充実を図る。</p> <p>○今後は、大阪府が作成する被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するための復興計画策定マニュアルなどを踏まえ、本町の復興計画策定に向けた検討を進める。</p>
関連計画	忠岡町地域防災計画	

(基本目標)

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

(起きてはならない最悪の事態)

4-1 防災・災害対応に必要なインフラの麻痺・機能停止

(具体的な施策の取組方針)

①町役場等の防災中枢施設整備の推進【総務課・施設担当課】(内容は3-1①に記載)

②防災情報の収集・伝達【自治政策課・人権広報課】(内容は3-1③に記載)

(起きてはならない最悪の事態)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(具体的な施策の取組方針)

①メディアとの連携強化等による伝達手段の多重化・多様化【自治政策課・人権広報課】
(内容は3-1④に記載)

(起きてはならない最悪の事態)

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(具体的な施策の取組方針)

①住民の防災意識の向上【自治政策課】

取組	・住民の防災意識の向上を図るため、防災に関する講演会、出前講座、防災訓練等を引き続き実施する。	
	現 状	目 標
	○住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時において自発的な防災活動を行えるよう、災害等に関する知識、災害への備え等、防災意識の向上を図るため、住民参加の防災訓練、防災に関する講演会、出前講座等を実施している。	○今後も引き続き、住民の防災意識の向上に努める。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

②学校における児童生徒等の防災意識の向上【学校教育課】

取組	・児童、生徒等が自ら命を守る行動をとることができるよう、避難訓練等を引き続き実施する。
----	---

現 状		目 標
○地震や大雨等による非常変災に対応するべく、小中学校において策定する学校安全計画や学校防災マニュアルに基づき、児童・生徒に対する防災教育の充実を図るとともに、防災訓練を年間指導計画に位置付け、1年間の中で計画的に実施し、災害時における避難体制の確立に向け取り組んでいる。		○今後も引き続き、児童生徒等の防災意識の向上に努める。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

③地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援【自治政策課】（内容は1－1⑦に記載）

④避難行動要支援者の支援体制整備【自治政策課・高齢介護課・地域福祉課】（内容は1－1⑧に記載）

⑤的確な避難勧告等の判断・伝達【自治政策課・人権広報課】（内容は1－2③に記載）

(基本目標)

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

(起きてはならない最悪の事態)

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(具体的な施策の取組方針)

①町内企業における事業継続計画（BCP）等の作成【産業振興課・自治政策課】

取組	・町内事業所等に対し事業継続計画を策定するよう周知を行う。	
	現 状	目 標
	○町内事業者に対し、町の防災訓練への参加の呼びかけを行っている。	○災害発生後の町内事業者における事業の維持や早期復旧が可能となるよう、本町商工会と連携し、「事業継続力強化支援計画」の策定を促すとともに、円滑な策定を支援するための助言や情報提供を行う。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

②広域緊急交通路等の通行機能の確保【建設課】（内容は2-1①に記載）

(起きてはならない最悪の事態)

5-2 産業施設の損壊、火災、爆発等

(具体的な施策の取組方針)

①産業施設の防災対策【消防本部・産業振興課・自治政策課】

取組	・町内事業者における、各種対策の実施を促進する。	
	現 状	目 標
	○事業所に対して、消防訓練の指導を実施している。 ○年1回、防災講演会を開催している。 ○危険物施設、指定可燃物を貯蔵し取扱う施設及び高圧ガス施設への立入検査を実施し、法令上の技術基準に適合するよう指導している。	○今後も引き続き、講演会等を開催し、事業所に対する防災教育の充実に努める。 ○事業所に対して、消防訓練を実施し、防災体制の強化に努める。

○毒物・劇物を保有する施設及び保有量を確認している。	
関連計画	忠岡町地域防災計画

(起きてはならない最悪の事態)

5-3 食料等の安定供給の停滞

(具体的な施策の取組方針)

- ①広域緊急交通路等の通行機能の確保【建設課】(内容は2-1①に記載)
- ②食料や燃料等の備蓄及び集配体制の充実【自治政策課】(内容は2-1④に記載)
- ③物資支援に係る協定の充実【自治政策課】(内容は2-1⑤に記載)
- ④水道の早期復旧及び飲料水の確保【自治政策課】(内容は2-1⑥に記載)

(基本目標)

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小

限に留めるとともに、早期に復旧させる

(起きてはならない最悪の事態)

6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(具体的な施策の取組方針)

①ライフラインの確保等【自治政策課】

取組	・大規模自然災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、ライフライン関係事業者等との連携強化に努める。	
	現 状	目 標
	<p>○大阪ガス株式会社南部導管部と、大規模災害が発生し、都市ガス供給を停止した住民への、都市ガスの復旧についての円滑な情報を提供することを定めた、「災害時における情報提供に関する協定」を締結している。(平成 30 年 12 月)</p> <p>○一般社団法人大阪府LPガス協会岸和田支部と、災害時におけるLPガス等の供給に関する協力要請について定めた「災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定」を締結している。(平成 27 年 12 月)</p> <p>○大阪府電気工事工業組合岸和田支部及び大阪府電気工事工業組合と災害時における町が設置する施設の電気設備に関する応急対策業務の実施について協力要請ができるよう、「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している。(平成 26 年 8 月、平成 28 年 12 月)</p>	<p>○関西電力株式会社・大阪ガス株式会社・西日本電信電話株式会社・大阪広域水道企業団と、災害時の情報連絡体制の確立・強化を行うとともに、障害物除去に関する事前協議や優先復旧施設の考え方を相互確認するなど、連携強化に取り組む。</p> <p>○町内ガソリンスタンドと、災害時の石油等の供給協力に関する協定の締結に努める。</p>
関連計画	忠岡町地域防災計画	

(起きてはならない最悪の事態)

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(具体的な施策の取組方針)

①水道の早期復旧及び飲料水の確保【自治政策課】(内容は2-1⑥に記載)

②生活用水の確保【自治政策課】(内容は2-1⑦に記載)

(起きてはならない最悪の事態)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(具体的な施策の取組方針)

①下水道(汚水)施設の整備及び老朽化対策の推進【下水道課】(内容は2-4③に記載)

②し尿及び浄化槽汚泥の適正処理【生活環境課・自治政策課】

取組	・ 町域におけるし尿等が適正に処理できるよう関係市町及び関係団体等との連携体制の充実に努める。 ・ 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。	
	現 状	目 標
	○泉州8市3町及び2つの一部事務組合とし尿等を適正に処理するため、「し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定」を締結している。(25年3月)	○町域におけるし尿等が適正に処理できるよう、広域的な支援の要請・調整に向け、関係機関等との連携体制の確保に努める。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

③生活ごみの適正処理【生活環境課】(内容は2-4④に記載)

(起きてはならない最悪の事態)

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

(具体的な施策の取組方針)

①広域緊急交通路等の通行機能の確保【建設課】(内容は2-1①に記載)

②迅速な道路啓開の実施【建設課】(内容は2-1②に記載)

(基本目標)

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(起きてはならない最悪の事態)

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災による多数の死傷者の発生

(具体的な施策の取組方針)

①常備消防力(消火・救急・救助)等の向上【消防本部】(内容は1-1⑤に記載)

②消防団資器材の充実及び活動強化【消防本部】(内容は1-1⑥に記載)

③建築物の不燃化の促進【建設課】(内容は1-1⑩に記載)

④民間住宅・建築物の耐震物の耐震化の促進及びブロック塀等の撤去の促進【建設課・自治政策課】(内容は1-1②に記載)

⑤空き家対策の推進【建設課・消防本部・生活環境課】(内容は1-1④に記載)

(起きてはならない最悪の事態)

7-2 沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

(具体的な施策の取組方針)

①広域緊急交通路等の通行機能の確保【建設課】(内容は2-1①に記載)

②迅速な道路啓開の実施【建設課】(内容は2-1②に記載)

(起きてはならない最悪の事態)

7-3 農地等の荒廃による被害の拡大

(具体的な施策の取組方針)

①鳥獣被害防止対策の推進【産業振興課】

取組	・鳥獣被害による耕作放棄地の発生など、農地の多面的機能の低下を防ぐための対策を推進する。	
	現 状	目 標
	—	○鳥獣被害による耕作放棄地の発生など、農地の多面的機能の低下を防ぐための対策を推進する。
関連計画	—	

(起きてはならない最悪の事態)

7-4 ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生

(具体的な施策の取組方針)

①ため池の防災・減災対策の推進【産業振興課】(内容は1-3③に記載)

(基本目標)

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(起きてはならない最悪の事態)

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(具体的な施策の取組方針)

①災害廃棄物の適正処理【生活環境課】

取組	・ 災害廃棄物発生量の推計、仮置き場の選定、処理方法等について具体的に定めた、「忠岡町災害廃棄物処理計画」を策定する。	
	現 状	目 標
	—	○仮置き場の確保に努めるとともに、災害廃棄物発生量の推計、仮置き場の選定、処理方法等について具体的に定めた、「忠岡町災害廃棄物処理計画」を策定する。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

②一般廃棄物処理業者等との協定【生活環境課】

取組	・ 一般廃棄物処理業者等と災害廃棄物の収集・運搬・処分等に関する協定の締結に努める。	
	現 状	目 標
	○大栄環境株式会社と災害廃棄物の処理をするため「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」を締結している。(元年11月)	○町内3事業者との協定の締結に努める。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

(起きてはならない最悪の事態)

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(具体的な施策の取組方針)

①被災民間住宅・宅地の危険度判定体制の整備【建設課・税務課・自治政策課】(内容は1-1⑨に記載)

②業務継続計画及び復興計画の策定【全課】(内容は3-1⑤に記載)

(起きてはならない最悪の事態)

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(具体的な施策の取組方針)

①地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援【自治政策課・消防本部】(内容は1-1⑦に記載)

②地域の安全確保【自治政策課・人権広報課】

取組	・災害発生後の地域の安全確保のため、見回り活動を行う。 ・災害に便乗した犯罪の被害防止に関する情報等、地域安全情報を警察等から収集し、地域に提供を行い、地域の安全を確保する。	
	現 状	目 標
	○泉大津警察署、町防犯委員会と連携し、被災地及びその周辺に対し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止に努めることとしている。	○今後も引き続き泉大津警察署、町防犯委員会と連携を図り、災害発生後の地域の安全確保のため、見回り活動を行う。 ○災害に便乗した犯罪の被害防止に関する情報等、地域安全情報を警察等から収集し、地域に提供を行い、地域の安全を確保するよう努める。
関連計画	忠岡町地域防災計画	

(起きてはならない最悪の事態)

8-4 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(具体的な施策の取組方針)

①広域緊急交通路等の通行機能の確保【建設課】(内容は2-1①に記載)

②迅速な道路啓開の実施【建設課】(内容は2-1②に記載)

(起きてはならない最悪の事態)

8-5 風評被害による地域経済等への甚大な影響

(具体的な施策の取組方針)

①正しい情報発信【自治政策課・人権広報課】

取組	・災害発生後に、風評被害が拡散しないよう、正確な情報を収集し、迅速に正しい情報を発信することができるよう体制を講じる。	
	現 状	目 標

<p>○大阪府及び防災関係機関と連携して、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図ることとしている。</p>	<p>○災害発生後に、風評被害が拡散しないよう、正確な情報を収集し、迅速に正しい情報を発信することができるよう努める。</p>
<p>関連計画</p>	<p>忠岡町地域防災計画</p>